

協議会規程第60号

主務教諭等選考規程

(目的)

第1条 この規程は、豊中市、池田市、箕面市、豊能町及び能勢町（以下「関係市町」という。）が設置する小学校、中学校及び義務教育学校の主務教諭、主務養護教諭及び主務栄養教諭（以下「主務教諭等」という。）の任用に係る選考（以下「選考」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(選考対象者)

第2条 選考は、次条に定める資格を有する者のうち、関係市町の教育委員会の教育長が推薦する者を対象に行う。

- 2 大阪府豊能地区教職員人事協議会（以下「協議会」という。）の会長（以下「会長」という。）は、前項の推薦を求めるにあたり、対象者の実績等について、留意すべき事項を示すことができる。

(受験資格)

第3条 選考における受験資格を有する者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 関係市町が設置する小学校、中学校及び義務教育学校において、現に教諭、養護教諭、栄養教諭の職にある者
- (2) 原則として、選考を実施する年度の3月末日における年齢が30歳以上59歳以下の者
- (3) 学校・分野（生徒指導・学力向上・進路等）を問わず、調整力や指導力を発揮でき、活躍できる者

(選考委員会)

第4条 協議会に、主務教諭等候補者選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会の委員長及び委員については、別に定める。
- 3 委員会は、選考を統括し、実施にあたっての細部を決定することができる。

(選考方法)

第5条 選考は、書類選考によって行う。

- 2 前項の書類選考の内容は、適正評価（調整力、指導力、意欲等）及び選考対象者の従前の勤務実績等とする。

(合否の決定)

第6条 選考における合否の決定は、委員会の審査結果に基づき、協議会の会長が専決する。

- 2 会長は、前項の専決後すみやかに合否の結果を選考対象者の属する市又は町の教育委員会の教育長に通知しなければならない。

(その他)

第7条 教頭・指導主事候補者名簿の登載者、首席・指導教諭等の選考合格者で翌年度に未任用である者及び現に指導主事の職にある者については、関係市町の教育委員会が必要に応じ、主務教諭等に任用するものとする。

- 2 この規程に定めるもののほか、選考の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和8年9月1日から施行する。
- 2 第7条第1項に規定する教頭・指導主事候補者名簿の登載者については、教頭候補者名簿及び指導主事候補者名簿の登載者を含むものとする。